

(目的)

第1条 この条例は、浄化槽法(昭和58年法律第43号。以下「法」という。)第48条第1項の規定に基づき、浄化槽の保守点検を業とする者について、登録制度を設けることにより、浄化槽によるし尿等の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(用語)

第1条の2 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(令2条例17・追加)

(登録)

第2条 本市の区域内において、浄化槽の保守点検を行う事業(以下「浄化槽保守点検業」という。)を営もうとする者は、市長の登録を受けなければならない。

2 登録の有効期間は、3年とする。

3 前項の有効期間の満了後引き続き浄化槽保守点検業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。

4 更新の登録の申請があった場合において、第2項の有効期間の満了の日までにその申請に対する登録又は登録の拒否の処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もこれらの処分がなされるまでの間は、なおその効力を有する。

5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間の起算日は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日とする。

(登録の申請)

第3条 前条第1項又は第3項の登録を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 本市の区域を営業区域とする営業所(以下「営業所」という。)の名称及び所在地

(3) 法人にあっては、その役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)の氏名

(4) 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所(法定代理人が法人である場合においては、その商号又は名称及び住所並びにその役員の名)

(5) 営業所ごとに置く浄化槽管理士の氏名及びその者が交付を受けた浄化槽管理士免状の交付番号

2 前項の申請書には、申請者が第5条第1項第1号から第6号までに該当しない者であることを誓約する書面その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

(令2条例17・一部改正)

(登録の実施等)

第4条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があったときは、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、前条第1項各号に掲げる事項並びに登録の年月日及び登録番号を浄化槽保守点検業者登録簿に登録しなければならない。

2 市長は、前項の規定による登録をした場合においては、その旨を当該申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の浄化槽保守点検業者登録簿を一般の閲覧に供するものとする。

(令2条例17・一部改正)

(登録の拒否)

第5条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は申請書若しくはその添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

(1) 法若しくは法に基づく処分又はこの条例若しくはこの条例に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

(2) 第13条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者

(3) 第2条第1項又は第3項の規定による登録を受けて浄化槽保守点検業を営む者(以下「浄化槽保守点検業者」という。)で法人であるものが第13条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその浄化槽保守点検業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの

(4) 第13条第1項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

(5) 浄化槽保守点検業に係る営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの

(6) 法人でその役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの

(7) 第9条第1項又は第3項に規定する要件のいずれかを欠く者

2 市長は、前項の規定により登録を拒否したときは、書面でその旨を当該申請者に通知するものとする。

(平24条例8・令2条例17・一部改正)

(変更の届出等)

第6条 浄化槽保守点検業者は、第3条第1項各号に掲げる事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、変更のあった日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

2 第4条第1項の規定は、前項の規定による届出があった場合に準用する。

(廃業等の届出)

第7条 浄化槽保守点検業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に定める者は、規則で定めるところにより、その日から30日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 死亡した場合 その相続人

(2) 法人が合併により消滅した場合 その役員であった者

(3) 法人が破産により解散した場合 その破産管財人

(4) 法人が合併又は破産以外の事由により解散した場合 その清算人

(5) 浄化槽保守点検業を廃止した場合 浄化槽保守点検業者であった個人又は浄化槽保守点検業者であった法人の役員

(登録の抹消)

第8条 市長は、前条の規定による届出があった場合(同条の規定による届出がなくて同条各号のいずれかに該当する事実が判明した場合を含む。)又は登録がその効力を失った場合は、当該浄化槽保守点検業者の登録を抹消しなければならない。

2 市長は、前項の規定により登録を抹消した場合(前条の規定による届出による場合を除く。)においては、その理由を示して、直ちに当該浄化槽保守点検業者であった者又は前条各号に掲げる者に通知するものとする。

(営業所の設置等)

第9条 浄化槽保守点検業者は、本市の区域内に営業所を設置し、当該営業所ごとに専属の浄化槽管理士を置かななければならない。

2 浄化槽保守点検業者は、浄化槽管理士に、第2条第2項の有効期間ごとに1回以上、浄化槽の保守点検の業務に関する研修として規則で定めるものを受けさせなければならない。

3 浄化槽保守点検業者は、営業所ごとに規則で定める器具を備えなければならない。

4 浄化槽保守点検業者は、第1項又は第3項の規定のいずれかに抵触することとなったときは、その日から2週間以内に当該各項の規定に適合させるために必要な措置を採らなければならない。

(令2条例17・一部改正)

(業務の実施等)

第10条 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検を行うときは、これを浄化槽管理士に行わせ、若しくは実地に監督させ、又はその資格を有する浄化槽保守点検業者自らが行き、若しくは実地に監督しなければならない。

2 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検を行った場合において、当該浄化槽について清掃が必要であると認めるときは、速やかに当該浄化槽の浄化槽管理者及び浄化槽管理者が当該浄化槽の清掃を委託している場合にあつては委託を受けている浄化槽清掃業者に通知しなければならない。

3 浄化槽保守点検業者は、保守点検の委託を受けた浄化槽の浄化槽管理者に浄化槽の適正な使用方法を教示するほか、法第7条及び法第11条に規定する水質に関する検査を受けさせるよう努めなければならない。

4 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検に従事する者の技術及び資質の向上を図るよう努めなければならない。

(令2条例17・一部改正)

(標識の掲示)

第11条 浄化槽保守点検業者は、規則で定めるところにより、その営業所ごとに、その見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他の規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(帳簿の備付け等)

第12条 浄化槽保守点検業者は、規則で定めるところにより、その営業所ごとに帳簿を備え、その業務に関し規則で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(登録の取消し等)

第13条 市長は、浄化槽保守点検業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 不正の手段により第2条第1項又は第3項の登録を受けたとき。

(2) 第5条第1項第1号、第3号又は第5号から第7号までのいずれかに該当することとなったとき。

(3) 第6条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(4) 法第12条第1項の助言、指導又は勧告に従わず、情状特に重いとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、法若しくは法に基づく処分又はこの条例若しくはこの条例に基づく処分に違反したとき。

2 市長は、前項の規定による処分を行う場合は、公開による聴聞を行わなければならない。

(報告徴収、立入検査等)

第14条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、浄化槽保守点検業者に対し、浄化槽の保守点検の業務に関し報告させることができる。

2 市長は、この条例を施行するため特に必要があると認めるときは、その職員に、浄化槽保守点検業者の事務所又は営業所に立ち入って、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第2項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(令2条例17・一部改正)

(手数料)

第15条 次の各号のいずれかに該当する者は、当該各号に定める手数料を納付しなければならない。

(1) 第2条第1項の規定により登録を受けようとする者

浄化槽保守点検業登録申請手数料 1件につき 33,600円

(2) 第2条第3項の規定により更新の登録を受けようとする者

浄化槽保守点検業更新登録申請手数料 1件につき 33,600円

(平16条例94・一部改正)

(手数料の徴収時期)

第16条 手数料は、登録の申請の際に徴収する。

(手数料の不還付)

第17条 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

(平11条例39・一部改正)

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

(1) 第2条第1項又は第3項の登録を受けずに浄化槽保守点検業を営んだ者

(2) 不正の手段により第2条第1項又は第3項の登録を受けた者

(3) 第13条第1項の規定による命令に違反した者

第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

(1) 第9条第4項の規定に違反して措置を採らなかった者

(2) 第10条第1項の規定に違反して浄化槽の保守点検を行った者

(3) 第12条の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者

(4) 第14条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(5) 第14条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(令2条例17・一部改正)

第21条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に大分県知事の登録を受け本市の区域内において浄化槽の保守点検業を営んでいる者は、当該登録の有効期間満了の日までの間は、第2条第1項の登録を受けることなく引き続き浄化槽保守点検業を営むことができる。

3 前項の規定により、浄化槽の保守点検業を営むことができる者で、本市の区域内に営業所を有しないもの(別府市、臼杵市、由布市(同市が設置された日前の挾間町の区域に限る。以下同じ。))又は豊後大野市(同市が設置された日前の大野町及び犬飼町の区域に限る。以下同じ。)の区域内に営業所を有する者に限る。)に係る第9条第1項の規定の適用については、当分の間、同項中「本市の区域内に営業所」とあるのは「営業所」と読み替えるものとする。

(平16条例94・平17条例42・一部改正)

(佐賀関町及び野津原町の編入に伴う経過措置)

4 佐賀関町及び野津原町の編入(以下「編入」という。)の際現に大分県知事の登録を受け編入の日前の佐賀関町又は野津原町(以下「両町」という。)の区域内において浄化槽保守点検業を営んでいる者(以下「編入の際の県登録業者」という。)で両町の区域内に営業所を有するものについては、編入の日から当該登録の有効期間満了の日までの間は、第2条第1項の登録を受けた者とみなす。

(平16条例94・追加)

- 5 編入の際の県登録業者で両町の区域内に営業所を有しないものについては、編入の日から当該登録の有効期間満了の日までの間は、当該登録において保守点検の業務を行うこととしている区域(以下「県登録区域」という。)内に限り、第2条第1項の登録を受けることなく引き続き浄化槽保守点検業を営むことができる。

(平16条例94・追加)

- 6 前項の規定により浄化槽保守点検業を営むことができる者で、別府市、臼杵市、由布市又は豊後大野市の区域内に営業所を有するものの県登録区域に係る第9条第1項の規定の適用については、当分の間、同項中「本市の区域内に営業所」とあるのは「営業所」と読み替えるものとする。

(平16条例94・追加、平17条例42・一部改正)

附 則(平成11年条例第39号)抄

(施行期日)

第1条 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成16年条例第94号)

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

附 則(平成17年条例第42号)

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第8号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(令和2年条例第17号)

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の大分市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例第2条第1項の登録を受けている浄化槽保守点検業者については、この条例の施行の日以後最初に受ける更新の登録(この条例による改正後の大分市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例(以下「新条例」という。)第2条第3項の更新の登録をいう。)の日の前日までの間は、新条例第9条第2項の規定は、適用しない。